業務区域			
放送番組に関する事項	放　送　時　間		
	一日当たり　時間		
	主たる放送事項		
業務開始の予定期日		業務開始時の受信契約者の見込数	
有料放送の実施	□有料放送を含まない		

注１　届出者が法人である場合は定款又は寄附行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。

注２　一般放送の種類の欄には、放送法第142条第１号に定める一般放送の種類を記載すること。

（記載例）

一般放送の種類	テレビジョン放送
	ラジオ放送―共同聴取業務

注３　設備の規模の欄には、当該設備に係る引込端子の数を記載すること。

注４　ヘッドエンドの設置場所の欄には、例えば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

注５　線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置を記載した地図を添付すること。

注６　使用する周波数の欄には、ヘッドエンドの出力端子におけるものを記載すること。

注７　用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ (何) テレビジョン放送局 (総合) の放送の同時再放送」、「(何) 社 (何) デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」のように記載すること。

注８　再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注９　業務区域の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、小規模施設特定有線一般放送の加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

注10　放送番組に関する事項の欄には、ラジオ放送を行う場合に限り記載し、放送番組の編集に関する基本計画があるときは、これを添付すること。

注11　有料放送の実施の欄には、放送法第147条第１項に規定する有料放送を含まないものであることについて、□にレ印を付けること。

注12　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

注13　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一号中「一般放送業務開始届出書」を「一般放送（有線一般放送にあつては、小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務開始届出書」に改め、同号の次の次のように改める。

注２　一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、変更前及び変更後の一般放送の業務区域を記載した地図を添付すること。

また、有線一般放送にあつては、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した地図を添付すること。

別表第四十一号の二号を別表第四十一号の二号とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第四十一の二号（第144条関係）

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書記載事項変更届

年　　月　　日

都道府県知事　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

年　　月　　日付けの小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書の記載事項の一部を次のとおり変更するので、放送法第133条第２項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日

注１　小規模施設特定有線一般放送の業務区域を変更しようとする場合は、変更前及び変更後の欄に「地図に記載のとおり。」と記載し、加入申込があつた場合に、当該加入申込を遅滞なく受諾できる区域並びに当該区域の存する都道府県名、市町村名及び市町村の区域を記載した変更前及び変更後の地図を添付すること。

注２　同時再放送について、新たに放送事業者の同意を得た場合は、その同意書の写しを添付すること。

注３　この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

注４　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第四十一号中「一般放送業務承継届出書」を「一般放送（小規模施設特定有線一般放送を除く。）業務承継届出書」に、「一般放送事業者の地位を承継した」を「一般放送事業者（小規模施設特定有線一般放送事業者を除く。）の地位を承継した」に改め、同号中注３を注５とし、注２の次に次のように加える。

注３　登録一般放送事業者の地位を承継した場合においては、別表第33号の別紙(1)及び(5)を添付すること。

注４　届出一般放送事業者の地位を承継した場合において、承継者が一般放送事業者以外の法人であるときは定款又は寄附行為及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を、承継者が一般放送事業者以外の団体であるときはこれに準じる書類及び代表権を有する役員の氏名を記載した書面を添付すること。

注５　承継に伴い、再放送について、新たに放送事業者の同意を必要とする場合には、その同意書の写しを添付すること。

別表第四十一号中注６を注７とし、注５の次に次のように加える。

注６　承継に伴い、新たに道路の占有の許可その他法令に基づく処分又は所有者等の承諾を必要とする場合には、その承継に係る部分の当該処分又は当該承諾の事実を証する書面の写しを添付すること。